

2025年度 社会技術研究開発事業 提案募集 FAQ (プログラム共通事項)

2025/4/9

項番	分類	ご質問	回答
1	e-Rad	e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)、研究者情報で「研究インテグリティに係る情報の登録」をしていない場合は、応募前の登録が必須とのことですが、具体的な手順を教えてください。	以下の「研究インテグリティに係る情報の登録」をご確認ください。 https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/researchintegrity.html 2021年12月17日に競争的研究資金に関するガイドラインの改定に伴い、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、競争的研究費の公募にあたり現在の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用 プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報の提出が求められています。 これらについて、適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「誓約状況」のチェックボックスにチェックすることは必須となります。<u>チェックマークが入っていない場合、応募ができませんのでご注意ください。</u>
2	e-Rad	「研究インテグリティに係る情報の登録」のため、「e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」を入力したいのですが、「基本情報」タブの氏名の英字が入力されていないためエラーが出てしまい登録を完了できません。この項目を自分では入力できません。どうしたら「研究インテグリティに係る情報の登録」を完了できますか。	<u>e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)、英字氏名が必須項目になっています。研究者のアカウントでは変更できない項目なので、研究機関のアカウントにて修正していただく必要があります。</u> ※以下、e-Radマニュアル「所属研究者の登録内容修正」参照 https://www.e-rad.go.jp/manual/02-12_202410.pdf （事務代表者） https://www.e-rad.go.jp/manual/03-07_202410.pdf （事務分担者）
3	e-Rad	「研究インテグリティに係る情報の登録」における「e-Rad外の研究費」とは、具体的に何を指していますか。	「e-Rad外の研究費」については、公募要領の「不合理な重複・過度の集中に対する措置」の項目の記載にもある以下の定義をご参考ください。 <u>「複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）」</u> <u>※所属する機関内において配分されるような基礎的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。」</u> なお、研究インテグリティの確保に係る対応方針等は、以下の文科省のHPを参照願います。 ○研究インテグリティ（文科省HP） https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

項番	分類	ご質問	回答
4	e-Rad	「研究インテグリティに係る情報の登録」における「e-Rad外の研究費」に関して、企業との資金提供型共同研究等については、通常、相手が同意しない限り公表はできないと思いますが、この様な資金についても記載する必要がありますか。	企業との資金提供型共同研究なども記載いただきますが、記載する情報の範囲としては、秘密保持契約がある場合には、エフォート以外の入力はありません。 詳細は、公募要領の「不合理な重複・過度の集中に対する措置」の項目の以下の記載をご参考ください。 ----- ○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法 ・・・（略）・・・ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。 ・応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。 ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。 ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。 なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに留意ください。 -----
5	e-Rad	提案者である研究代表者以外の実施者についても「研究インテグリティに係る情報の登録」は必須でしょうか。	今回募集対象の社会技術研究開発事業のプログラムでは、e-Radで応募情報を入力する際、「研究経費・研究組織」タブの、「研究組織」の 2.研究組織情報については、<u>研究代表者のみを記載するようお願いしております。</u> （ここでは主たる実施者や、他の実施者の入力不要で、予算額は全て研究代表者に計上いただくようお願いしております） したがいまして、この段階では、研究代表者以外の実施者について、「研究インテグリティに係る情報の登録」をしていただく必要はございません。 ただし、もしこちらの項目で、研究代表者以外の方を研究分担者としてe-Radに登録されてしまうと、当該研究分担者についても「研究インテグリティに係る情報の登録」をしないと応募できなくなってしまうので、ご注意ください。 また、現在JSTで募集を行っている他の事業においては、e-Radの研究組織情報に研究分担者の登録を求めている場合もあります。そのような分担者の登録を求める公募にご提案の際には、分担者も含めて「研究インテグリティに係る情報の登録」が必要となります。

項番	分類	ご質問	回答
6	e-Rad	共同研究者の方で、e-Radの研究者番号を取得していない方がいるのですが、応募できますか。	e-Radの研究者番号が提案時に必要なのは研究代表者のみです。JSTと委託研究契約を締結することになる「主たる実施者」については、採択後、本事業の委託研究契約までに取得いただきます。また、提案時は、予算額は研究代表者に全て計上してください。
7	研究代表者	学生やポスドク研究員は研究代表者として応募できますか。	研究代表者としてご提案いただく場合は、研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属してプロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していることなど、公募要領に記載する「提案者の要件」や「研究代表者の責務等」の内容を満たすことが必要です。 この場合の「国内の機関に所属」とは、当該機関において、何らかの契約（雇用等）を結び、研究活動に従事している職員（雇用者；無給、有給、勤務形態を問わず）を意味しており、研究者として機関に所属していない場合は応募はできません。 研究機関はJSTとの委託研究契約上の責任を負い、また研究者は研究機関から予算執行権限を付与されて、研究開発活動が可能となります。ご所属機関との雇用関係等にもよりますので、まずはご所属機関に応募の可否をご確認ください。過去に嘱託研究員を主たる実施者として契約するように進めていたところ、研究機関側が嘱託研究員には予算執行権限が付与されていないので契約できないといった事例もありました。
8	研究代表者	仮に採択いただいた場合に、科研費・国際共同研究などによる海外滞在の期間に研究中断をさせていただくことは可能ですか。	公募要領の「提案者の要件」に以下の記載がありますのでご参照ください。 「プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、公募要領中の「研究代表者及び主たる実施者の責務等」を参照してください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。」
9	重複制限	CREST、さきがけ、ERATOなどのJSTの他事業のプログラムと同時に研究代表者として応募することは可能ですか。	社会技術研究開発事業以外の、JSTの他事業（CREST、さきがけ、ERATOなど）に、研究代表者として重複して応募することはできます。ただし、採択にあたっては、不合理な重複・過度の集中や、エフォートの観点等で調整させていただく可能性があります。重複制限がかかるのは、今年度公募中の社会技術研究開発事業の領域・プログラム、および社会技術研究開発事業においてプロジェクト推進中の研究代表者（ただし2025年度内に終了するプロジェクトを除く）のみです。
10	重複制限	科研費との重複制限はありますか。	科研費との重複制限はありませんが、エフォート管理や、研究開発費の過度の集中・不合理な重複の観点にはご注意ください。

項番	分類	ご質問	回答
11	重複制限	主たる実施者等にも重複制限がありますか。	研究代表者のような重複制限は、主たる実施者やグループリーダー等についてはありませんが、公募要領の「不合理な重複・過度の集中に対する措置」にご留意ください。また、研究計画上のエフォート等に無理がないかなども確認されることになります。
12	研究機関	任意団体に所属しているものですが、採択されたらJSTと委託研究契約を締結して、予算配分を受けることは可能ですか。	JSTとの委託研究契約を締結する機関は、原則として国内の機関ですが、「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、公募要領の「研究機関の責務等」を参照してください。 JSTとの委託研究契約締結の前までに法人格を取得し、上記の要件を満たす場合には、実施機関としてご提案可能です。また、JSTとの委託研究契約を締結しない機関（協力機関等としてのご参加）においては上記の要件はありませんので、ご提案いただく実施体制についてご検討ください。
13	研究機関	NPO法人の方が、JSTと委託研究契約を締結し予算を配分する「主たる実施者」として、プロジェクトに参画することは可能ですか。	公募要領中の「研究代表者及び主たる実施者の責務等」「研究機関等の責務等」などの要件を満たす場合に可能ですので、よくご確認ください。 なお、委託研究費のJSTから研究機関への支払いについては、当該年度の契約金額を、期中に概算払いにて研究機関に分割して支払うことを原則としていますが、委託研究契約締結前および契約期間中に行われる事務管理体制および財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、JST指定の支払方法（精算払いを含む）となるほか、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、委託研究費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を講じることがあります。 また、委託研究契約締結前の指定する期日までに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出する必要がありますので、ご注意ください。 ○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく令和6年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知） （下記URLは、令和6年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。） https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm ○（事務連絡）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和6年度版）の提出について（依頼）（令和6年3月29日） https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html ※上記URLは、令和6年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。
14	海外機関	海外の機関に所属するメンバーもプロジェクトに参加可能ですか。	海外の機関に所属している方がプロジェクトに参加することは可能です。ただし、JSTと委託研究契約を締結し研究費を配分する「主たる実施者」として参加する場合は、公募要領中の「海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」に記載された条件を満たす必要があります。

項番	分類	ご質問	回答
15	実施者	研究実施者に研究代表者の研究室に所属する大学院生を含めることは可能でしょうか。	他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、委託研究契約等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。また、その際は、公募要領の「博士課程学生の処遇の改善について」などにも留意ください。
16	研究開発費	研究開発費は、共同研究者と分けて執行することは可能でしょうか。	可能です。研究代表者や共同研究者の所属機関が、JSTとの間でそれぞれ委託研究契約を締結して研究開発費を執行していただくこともできますし、あるいは研究代表者の所属機関が、知財や機密保持等に関する取り決めに基づき、個別に他機関の共同研究者に旅費や謝金を支出するというかたちで執行していただくこともできます。
17	研究開発費	本事業では、直接経費から人件費を支出できますか。	社会技術研究開発事業を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等（但し、主たる実施者を除く）の人件費（※）・謝金、講演依頼謝金等を支出できます。 ※大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限りPIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下URLを参照してください。 https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html また、社会技術研究開発事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。 府省共通経費取扱区分表（JST 社会技術研究開発事業） https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025_ristex_betten9.pdf
18	研究開発費	提案書に記載する「研究開発費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。	研究開発費は直接経費を指します。間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。
19	再委託	ソフトウェアの作成や調査業務などを外部企業等へ外注することは可能ですか。	プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

項番	分類	ご質問	回答
20	研究倫理教育	応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。	研究代表者は研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じてeAPRINダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。 https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/researchethics.html 以下URLより受講してください。 https://edu2.aprin.or.jp/ard/ 受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と申告してください。
21	研究倫理教育	研究倫理教育について、eL CoREを受講している場合は、所属機関におけるプログラムを修了しているとみなされますか。それとも改めてeAPRINダイジェスト版の受講が必要ですか。	JSPSの研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]も、所属機関におけるプログラムを修了していると見なされます。
22	研究倫理教育	eAPRINは数年前に受講しましたが、それも有効ですか。	過去にJSTの事業参画者としてeAPRINのJST指定単元を修了されていたら、問題ございません。
23	応募採択件数等	昨年度の応募件数、採択件数等の情報は公開されていますか。	以下の昨年度の採択結果プレスリリースを参照ください。応募件数、面接件数、採択件数、採択率（パーセント）等が記載されています。 <2024年度採択結果プレスリリース> ・SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ） ・SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築） ・科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム ・SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（情報社会における社会的側面からのトラスト形成） https://www.jst.go.jp/pr/info/info1719/pdf/info1719.pdf

項番	分類	ご質問	回答
24	選考	面接選考や総括面談はオンラインか対面のいずれでしょうか。	2025年度の公募ではどの領域・プログラムにおいても、面接選考・総括面談はオンラインで実施予定です。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） 社会技術研究開発センター（RISTEX）

企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

boshu[at]jst.go.jp

※ [at] をアットマークに変えてください。

※e-Rad の操作方法に関しては下記へお問い合わせください。

e-Rad ヘルプデスク：0570-057-060（ナビダイヤル）

受付時間 9:00～18:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）

【参考】

JSTでは、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のURLにて最新の事務処理説明書等を参照してください。

JST委託研究契約事務処理説明書

（大学等）<https://www.jst.go.jp/contract/ristex/2025/ristexa.html>

（企業等）<https://www.jst.go.jp/contract/ristex/2025/ristexc.html>

府省共通経費取扱区分表（JST社会技術研究開発事業）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025_ristex_betten9.pdf